

令和5年度第1回木更津市行政不服審査会 会議録

○開催日時：令和5年6月26日（月） 午後3時から午後4時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審査会委員：渡邊秀孝（会長）、井元岳史（副会長）、清水幸雄

木更津市：総務部 重城総務部長、曾田総務部次長

（事務局）総務部総務課 中原課長、河上係長、石井主任主事、土屋主任主事、梅田主任主事

○公開非公開の別：非公開

○会議の内容

河上係長 それでは定刻となりましたので、令和5年度第1回木更津市行政不服審査会を開催したいと思います。私は進行を務めさせていただきます総務部総務課法規係長の河上でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立について報告いたします。本審査会の会議は、木更津市行政不服審査法施行条例第8条第2項の規定により全ての委員の出席がなければ開くことができないとされておりまして。

審査会の委員の定数は3名、本日の出席委員は3名となっており、すべての委員が出席されており、本日の会議は成立しましたので報告いたします。

次に、事務局よりお伺いいたします。今回の審査会は、審査請求に係る審議ですので、非公開とすることとしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

河上係長 では、ご異議ございませんので本審査会は非公開とすることといたします。

それでは木更津市行政不服審査法施行条例第8条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、渡邊会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

渡邊会長 規定によりまして議長を務めさせていただきます渡邊です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

早速ですが、次第の2番。諮問成年後見人等報酬助成額交付可否決定通知書に対する審査請求について、事務局より説明をお願いいたします。

河上係長 はい。諮問につきましては、重城総務部長の方から諮問いたします。

なお、諮問につきましては、あらかじめお送りしております諮問書の写しを事前にお配りさせていただいておりますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

重城総務部長 それでは私の方から諮問をさせていただきます。諮問書の写しをご覧くださいと思います。

木職第4号-2、令和5年5月2日。木更津市行政不服審査会御中。審査庁、木更津市長渡辺芳邦。諮問書。成年後見人等報酬助成額交付可否決定通知書（木自第381号令和4年9月5日）に対する審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定により、別紙の通り諮問します。

別紙の方をご覧くださいと思います。1、審査請求に係る処分。処分年月日、令和4年9月5日（木自第381号）。処分庁、木更津市長。被処分者、〇〇 〇〇、□□ □□氏成年後見人。処分の概要、令和4年9月5日付木自第381号の「助成しない」という処分。2、審査請求。審査請求年月日、令和4年10月24日。審査請求人、〇〇 〇〇、□□ □□氏成年後見人、趣旨、本件処分の取消し及び、1年間の後見活動に対する報酬助成を個別案件としての取扱いを求める。3、諮問の理由。本件処分の維持が適切と考えるため。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

河上係長 なお重城部長は退席させていただきますのでご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

渡邊会長 続きまして諮問事項に関する審議に移りたいと思いますが、改めて事務局よりご説明をお願いいたします。

石井主任主事 事務局の石井と申します。よろしくお願いいたします。

私より本諮問につきまして、審査請求に係る処分内容及び審理手続きの概要についてご説明いたします。

本件における審査請求人は、□□ □□氏の成年後見人である〇〇 〇〇氏、処分庁は福祉部自立支援課、現在の福祉相談課となります。

本審査請求の対象となる処分は、後見が開始された者が、後見人等に支払うべき報酬の助成について規定した木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則に基づき、審査請求人が行った成年後見人等報酬助成金交付申請に対し、審査庁が行った助成金を助成しない旨の処分が対象となります。

本件処分の根拠といたしましては、規則第3条において助成の対象となるものを規定しており、助成対象者に該当した場合に規則第4条の規定に基づき、本人が生活している場所や預貯金等の額をもとに助成額を決定しております。

次に、審査請求の趣旨についてご説明いたします。趣旨は2点ございます。

1 点目は、審査請求人が行った成年後見人等報酬助成金交付申請に対し、処分庁が行った

助成しないという処分を取り消しを求めていることです。

その理由については、本件処分は、成年被後見人の福祉の増進を図ることを目的とする規則第1条に合致しないこと、また、被後見人には多額の負債があり、助成金額の算出根拠となっている通帳の残高は、本来的には病院への支払い義務を負っているものであることから、被後見人にはプラスの財産が存在していないことを理由としています。

2点目は、1年間の後見活動に対する報酬助成を個別案件として取り扱うことを求めていることです。

その理由については、千葉家庭裁判所木更津支部の審判の結果として報酬付与の決定がなされていること、国が成年後見制度利用支援事業に係る積極的な姿勢を示していることを理由としています。

続きまして、審査請求人の主張に対する処分庁の弁明の要旨についてご説明いたします。

審査請求の趣旨の1点目については、規則第3条に規定される助成対象者の要件を満たしており、助成対象者であることは認められるものの、規則第4条の規定に基づき提出された資料から計算を行った結果、助成額が0円に満たないため、助成しない旨の決定を行ったものであり、適法であると主張しています。

助成額の算定の根拠につきましては、第5、処分の内容・理由に記載がございますが、改めてここで説明をさせていただきます。

本日お配りしました資料の中の木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則をご覧ください。こちらの規則第4条第1項において、助成金の上限額を定めており、本件においては、弁明書に添付されております乙第3号証の後見等事務報告書により、報酬助成対象期間中に、規則の別表に定める共同生活援助が提供される施設及び医療提供施設にて被後見人が生活していたことが確認できるため、助成金の上限額は月額1万8000円であり、報酬助成期間である12ヶ月を乗じた21万6000円が、本件における助成金の上限額となります。

また、乙第4号証の財産目録により、本人の預貯金等は■■万■■■■円であり、50万円を超えていること、乙第2号証の成年後見人に対する報酬の付与申立事件の審判に示された報酬額が、■■万■■■■円であり、助成上限額を超えていることから、規則第4条第1項第2号イ(イ)に該当するため、助成上限額の21万6000円から、本人の預貯金と50万円との差額である■■万■■■■円を差し引いた額が助成対象額となります。

結果はマイナス■■万■■■■円であり、0円に満たないことから、助成しない処分となっております。

以上が助成額の算定の根拠となります。処分庁の弁明の説明に戻ります。

審査請求の趣旨の2点目についてですが、個別案件として取り扱うことの意味は不明であるが、仮に本件について特別な事情があるとして、債務等の金額を助成額の計算時に反映させることを指しているのであれば、規則には個別の事情を勘案する規定はないため、例外と

して取り扱うことはできないと主張しています。

続きまして、処分庁の弁明に対する審査請求人の反論の要旨についてご説明いたします。

1 点目の弁明については、処分庁は規則第 4 条の規定をもとに、本処分が適法と結論づけているが、これは審査請求人が提出した通帳の数字を規則第 4 条の規定に当てはめた結果が示されただけであって、それを適法とするためには、同規則全体と個別案件とをすり合わせながら、もしくはすり合わせた後に、初めて適法と主張できる法体系となっているというように反論しています。

2 点目の弁明につきましては、処分庁は規定がないことについては、例外措置はとれないと主張しているが、処分庁のこの考え方は、本件に限って言えば、現実な問題解決のための回答にはなっていないと反論しています。

最後に、審理員による審議の結果についてご説明いたします。

1 点目につきまして、まず規則第 1 条の目的に合致していないことについてですが、第 1 条は、目的規定として制度の目的やその達成の手段等の窮極的な目的を掲げるものとされており、以降の条文が実体的規定として条件や手続等の制度の運用に必要な事項を定めていること、また、それぞれが役割を果たしており、どちらかに優位性はなく、仮に本件処分が第 1 条に反するとしても、そのことで本件処分が違法とはならないとしています。

次に、助成金額の算出についてですが、処分庁は、審査請求人から提出された添付書類をもとに、規則第 4 条の規定により助成金額を算出しており、本件処分に違法または不当な点が見当たらないとしています。

2 点目につきましては、処分庁の主張の通り、規則に個別の事情を勘案する規定はないとしています。

結論としまして、本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきとしています。

事務局からは以上でございます。

渡邊会長 はい。ありがとうございました。

事務局から概要説明がございました。具体的な審議にこれから入りたいと思いますが、先んじて質問等ある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

ちょっと私の方から質問を先によろしいですかね。審査請求人としては、結局、○○ ○○さんという理解なんですか。

河上係長 はい。審査請求書を開けていただきますと、審査請求書の右上に成年後見人○○ ○○さんというような形で記載がされております。

さらに、こちらの審査請求書で、この度から始まる段落の下から 3 行目、□□ □□さん（以下、本件被後見人）の後見人である○○ ○○（以下、本件後見人）は、木更津市長渡辺芳邦に対して不服申し立てを下記の通り行いますという記載をしているところ、処分庁の処分の名宛人は○○ ○○さん宛てになってるんですが、これについては、成年後見人と

しての〇〇 〇〇で決定するものというような形で規則にも規定がありますので、成年後見人としての〇〇 〇〇さんというのが、今回の審査請求人という整理をさせていただいております。

もう少し詳しく説明させていただきますと、今回、木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則の方をつけさせていただいてるんですけども、こちらの第2条で、市長は、助成対象者に対し、助成金を交付するという規定になっている点は私の方でも確認しました。

第3条で助成対象者について、助成対象者は次に掲げる要件のすべてを満たすものとするというような形になっておりまして、ここの規定を1号から3号、さらに、先ほどの第3号ウ（イ）ですね、今回ですと、助成対象者というのは、被後見人である□□ □□さんと理解をしております。

一応、今回審査庁から来ている諮問書について、事務局からも審査庁に確認をさせていただいております。当事者適格になるところですので、〇〇 〇〇個人なのかそれとも成年後見人としての〇〇 〇〇なのかと確認をしました。

この諮問説明書に記載がある通り、審査庁が処分庁にも確認をした上で、〇〇 〇〇というのは、□□ □□氏の成年後見人というような形で処分を行っており、審査請求人も、〇〇 〇〇というのは成年後見人である〇〇 〇〇だということによってやっております。

確かにここ〇〇 〇〇個人の場合ですと、助成の対象者ではないのでそこでばっさり切ることもできるのかなと思いましたが、趣旨、この規則等、あと、審査庁からの諮問説明書を見て〇〇 〇〇という方については成年後見人の〇〇 〇〇という形で取り扱いをさせていただいております。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。諮問書とかの記載で、〇〇 〇〇さんというふうな書きぶりにどうしてもちょっと見えてしまう気がしますよね。

ただ口頭で説明していただきましたように、□□ □□さんの法定代理人である〇〇 〇〇さんってということで、被処分者さん、審査請求人ってというのは、いずれも□□ □□さんだというふうな理解であるということで説明がございましたので、それでよろしいかなと思います。

他にご質問のある先生方いらっしゃいますでしょうか。質問等あれば随時というところで、まずは処分の適法性についてご意見を頂戴するような形でよろしいでしょうかね。

行政不服審査法 43 条第 1 項、諮問を要しない場合の有無についての該当性について、そのあたりは特に本件は該当しないのではないかと、検討したほうがいい事情が何かあるのであれば、事務局から説明をお願いします。

河上係長 はい。事務局から説明させていただきます。本日、お手元の方に行政不服審査法の抜粋を置かせていただいております。

そこに 43 条の各号に掲げる事項がございますが、今回、諮問を要しない場合の該当につき

ましては、諮問を要しない場合にはあたらないう認識で考えておりますので、43条の該当の有無につきましては、該当なしというような形で説明をさせていただければと思います。
渡邊会長 わかりました。では、形式的なところとして該当なしってということで、進行したいと思えます。

処分の適法性についてご意見がある委員の先生いらっしゃいますでしょうか。

河上係長 1点事務局から事務的なご報告なのですが、今回の審査会に先立ちまして、会長にも報告をさせていただいているんですが、行政不服審査法76条に基づき、審査請求人に対して、この当審査会の方に何か主張をする書面の提出があるかないかっていうのを書面にて照会をかけさせていただいております。

先週水曜日が期限だったのですが、特段審査請求人の方からは、今回の審査請求書、反論書以外の書類の提出はございませんでしたので、この場を借りてご報告させていただきます。
渡邊会長 はい。ありがとうございます。

適正手続の点で、すべて問題ございませんというところのご報告ということで承りました。

処分のところなのですが、具体的にはこの助成金の交付の規則の何条のところまで今回は不交付が相当という判断でしたでしょうか。もう一度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

石井主任主事 事務局よりご説明いたします。

まず、規則の第3条におきまして、助成対象者が誰になるかというところを規定しておりまして、今回につきましては、3条3号ウ（イ）に該当するというところで、助成対象者になるということでございました。

その後、実際に助成金の額についていくらになるかっていう規定がその次の第4条にありまして、今回は病院の方で入院されていたということで、月額で言うと1万8000円が月の上限となり、期間としては1年間なので12ヶ月分ということで21万6000円が助成金の上限額となります。

その次に、預貯金についていくらあるかというところになりますと、■■万円以上ありましたので、第4条第1項第2号イ（イ）で、預貯金等の額と50万円との差額を差し引いた額を助成金の上限額から差し引いた額、21万6000円と■■万何千円ですね、それを差し引くとマイナス■万いくらという計算になりまして、0円未満ということから、今回は助成の対象とはならないというふうになっております。

河上係長 追加して説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

渡邊会長 はい。

河上係長 今お手元にあります資料であらかじめ送っております弁明書を見ていただければと思います。

こちらの第3に本件処分の事実の経緯がございまして、まずは、審査請求人より、①とし

て助成金の交付申請書。②として報酬付与の申立書の審判の写し、③として後見事務の報告書の写し、最後に④として財産目録の提出があった。⑤として被後見人の本人名義の通帳の写しと、⑥として被後見人の非課税証明が提出された、こういったものが今回弁明書に乙号証としてついております。

こちらを見て、②である審判の写し、③の後見事務報告書、④の財産目録。そして⑥の非課税証明をもとに、まず第3条に要件に該当するかどうかを確認させていただいた。

それと先ほど石井が申しあげました共同生活援助については、③成年後見人の後見等事務報告書の中の記載がございまして、そこから共同生活援助と医療機関の施設にいたということを確認をした上で、先ほど1万8000円というのを確認してございます。

そして、今回の要件の当てはめにつきましては、乙4号証がついておるんですが、こちらの財産目録の1、裁判所の方に報酬付与の申し立ての際につけた添付書類の写しの1、預金現金の項目にあります■■万■■■■円というのをご本人の預貯金等の額と規則に当てはめて、行ったという経緯がございまして。

すいません補足して説明をさせていただきました。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。今の補足説明の部分で、乙4号証の別紙、負債についての内容の書面とか提出とかっていうのはなかったんですかね。

河上係長 はい。おっしゃる通りですね、こちら処分庁の方にも確認をさせていただいたんですが、別紙はございませんでした。以上です。

あとは負債についての記載があるのは、乙5号証の方に少し負債の返済ってというのが、通帳に手書きで記載がされているものがあるのと、戻りまして、乙3号証の後見事務報告書の2枚目、3、のところに前回報告以降の1回につき10万円を超えるような臨時支出がありましたかっていうところに、医療費滞納分に係る返済という形で、令和3年11月で■■万円という記載が読み取れるようなところでございます。

最初の質問がありました、財産目録の別紙につきましては、提出はありませんでした。以上です。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。というお話でございますけれども、どうでしょう。

清水先生、井元先生、ご意見等がありますか。

清水委員 基礎的なことを教えてください。

渡邊会長 はい。どうぞ。

清水委員 審査請求書10月24日付の下から10行目ぐらい。本件は元々首長申し立てでありってことなんですけど、本後見人が本被後見人の後見業務を引き受けることになった。という文章があるのですが、これはどういう趣旨なのでしょう。保護者というのは、どなたなんでしょうか。

河上係長 本件は元々首長申し立てでありってところから始まる場所ですかね。

保護者についてなんですが、こちらについては処分庁の方に確認はしてはいないんですが、昔、障害福祉の方でケースワーカーをやっておりましたので、通常■■■手帳が出てる方ですと保護者という欄がございまして、大体この方の親が保護者というような形で記載されているケースが多いのですが、ここは申し訳ございません、しっかり確認するようでしたら、審査庁を通して処分庁に確認をさせていただきます。

清水委員 私のわずかの知識ですと、後見人が決まっているのであれば、この病院の入院費用の支払いなんていうのは後見人がするんじゃないのかと。

渡邊会長 選任前の話をしているんですかね。

清水委員 そうすると、その時点で未払いであるとか、そういうことが伝わってなかったとも言うんでしょうか。

渡邊会長 結局事案としては、年金が入ってるのにそれを病院の費用に充てないで、市長申し立てになったってということなんですよ、多分。

河上係長 私も経験はございまして、この事案ではないんですが、大体病院等に対しての支払を怠っていて、■■■■■■■■法に基づいて市長申し立てで、成年後見を申し立てるっていうケースがございまして。

その際には引き継ぎとして通常は申し立てた後、後見人になられた方に今までの事情のあらまし等は口頭で引き継ぐということをやらせていただいていたというのがございまして。

清水委員 そうすると後見人に選任された人はその部分を回収するという作業もあるべきなんではないでしょうか。選ばれてから後の話しか権限がないと、責任もないと、この分のマイナスは、そのままチャラというふうに考えてよろしいんでしょうか。

河上係長 基本的には負債を負ったという場合ですと、被後見人は負債と未払いの部分とこれから入ってくる障害年金ですかね、そちらを管理していただく。一般論でいきますと、収入の中から人によっては支払いをしていく。場合によっては、自己破産とかそういったことをやっていただくとかですね、一般的な話ですがそのようにやっていただくことが多いものになります。

清水委員 よくわからないですけどね、新しく選ばれた後見人としては、自分が選ばれる前の保護者が使い込んでいたということであればそれを回収するのが先なのでしょう。

河上係長 なるほど。保護者に対して債権の管理もおっしゃる通りですね。ご本人のために。

清水委員 そうしたような形跡はどうもないので。そうすると、変な話ですけれどもこういうケースのときには、最近使い込んだらと、マイナス分というものについては、いつもマイナスが続くわけですから、給付金みたいのが多くなったりしませんかね。

河上係長 そうですね。選任後、使い込んだであろう保護者の方に請求していくっていう観点については失念していたんですが、本来であれば、請求先があるわけなので、不当利得返還請求なり場合によっては損害賠償ですかね、そちらを請求して行って、ご本人の財産の管理

というのをやっていくのも、おっしゃる通り必要かと思います。すいませんちょっと質問の答えになっているかわかりませんが。

清水委員 後見人としては財産管理の権限があるわけだね。

渡邊会長 不当利得返還請求権の権限もあります。ただ全部無理そうだから諦めちゃってるんじゃないですかね。わかんないですけどね。

清水委員 ちょっと気になったのはそれって諦めてしまえば給付金が増えますよと。

渡邊会長 給付金っていうのは、助成ですかね。

清水委員 そういうことになりはしませんかと。

渡邊会長 そうなんですよね。だから本筋はそっちから回収してくださいってことかもしれません。この成年後見人さんがおっしゃるところで、市長申し立てっていうところでね、行政の方からある意味お願いされてやっているのに、なぜ行政が報酬助成してくれないのっていうご不満があるんだろうっていう、そういう言い分なのかなっていう印象ですね。

清水委員 それともう一つ。この被後見人が主張している報酬というのは、本来誰が誰に払うべきお金なんですか。

先ほどの助成対象者のご説明から想像するに、こういう該当者がいた時には、役所としては、助成対象者に対して給付をします。そうすればそこに一つお財布ができるわけで、それを管理しているのは、後見人ですよ。

後見人が病院なりなんなり支払いをしなきゃいけないということであれば、その給付されたお金というのは、その財布から出すか、他がなければ一旦自分のとこに入れるかどっちかだろうというふうに思うのですが、こういうケースというのは、どう考えればいいんでしょうか。

河上係長 よろしいでしょうか。成年後見人の先ほどの報酬についてはですね、ちょっと差し出がましいですが私が整理したものがあってもしよければ、会長、整理したものをお出しさせていただいてよろしいでしょうか。

渡邊会長 はい。

河上係長 まず成年後見人の報酬についてのところで確認のため私の方で整理をさせていただきました。

この成年後見人の報酬についてなんですが、民法 862 条で家庭裁判所が後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができるという規定がございます。

大阪地裁の確定判決なんですが、ここでこの規定についてもちょっと説明になる部分がございますので、少し抜粋させていただいています。

後見事務の法的性質は委任または準委任であると解され、委任における受任者は原則として無報酬であることから、後見事務についても、原則として無報酬であると解される。しか

しながら後見事務を行うことは後見人にとって、多くの労力や負担を伴うものであり、後見事務の適正な遂行を期するのであれば被後見人の資力が許す限り、後見人に対して、報酬を付与することが相当であるというのがございまして、そうしますと、今回は報酬について審判で決定をいたしますと、成年後見人が被後見人の財産の中から報酬を受け取ることができるという関係になるかと分析をしているところなんですけど、不足の点ございましたら、つけ足していただければと思うんですけども。

今回、クリアファイルにも入れさせていただいたんですが、裁判所のホームページを見ておりましたらQ&Aがございまして、Q15と書いてあるものですね。

これ、成年後見人の手引きを裁判所が作っております、千葉地裁で検索をしますとこれが申立書と一緒に出てきましたので参考までに提出させていただきます。ここに報酬付与の申し立て記載がありますので参考までに提出させていただきます。

もう少し今回の事例に当てはめるとすれば、□□ □□さんの財産の中から〇〇さんに対してお金を払うような関係になります。

今回の規則につきましては今の構成でいきますと、対象者は被後見人である□□さんになっており、□□さんが報酬を支払うに当たっての助成金になりますので、助成金の流れとしては、細かく分けていきますと、本来は□□さんに市が助成金を出すという形ですね。

□□さんは、〇〇さんに報酬を払う。木更津市は、審判が出ておりますので、□□さんに対してその報酬を規則の要件に当てはまるならば助成をするというような関係になっているような形です。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。

ちょっと話がずれてしまうのですが、事前にもご相談いただいているところで、基本的に形式的要件で切れてしまうので、少なくとも裁量権逸脱はないんじゃないかっていうようなお話だと思うんですけど、形式的要件で本当に切れるのかっていうところを少し見てて思ったんですけど、一応条文解釈が一つあって、完全な形式的解釈じゃないなと思ったんですけど、なんだからっていうと、預貯金等の額っていう言葉がありますよね。

これが何なのかっていうところが、3条1項3号ウ（イ）ですかね。有する現金預貯金有価証券等の合計額って書いてあって、この等にはプラスの財産だけじゃなくてマイナスの財産も含むのか含まないのかっていうのが、一応これ条文解釈で残っちゃっているなと思っております。

ただ普通に考えたらその条文解釈にまで別に申立人が踏み込んでいるわけでもないし、答申で踏み込む必要はないんじゃないかなと思いますけども、っていう考え方もありますよねと思いました。

河上係長 おっしゃる通りですね。こちら規則の方で定義がありまして、通常、現金預貯金有価証券等の合計金額っていう等のところなんですけれども、確かに規則3条1項3号ウ（イ）

ではこのように定義しています。

等の前で示す部分のところについては類推されるものという規定のものになってくるんですが、ここと結びつけていいかはお判断お任せするんですが、今回、先ほどのクリアファイルの中に入れさせていただいた中に報酬付与の申し立て、書式7で、真ん中の題名に報酬付与の申し立て事情説明書というのがございまして、報酬付与の申し立て事情説明書の方を見ますと、報告時点での管理する財産、流動資産の額は次の通りであるという形で預貯金等株等ということを書いてあります部分と、今回弁明書の方で処分庁の方が主張しております報酬付与の申し立ての添付書類である財産目録のところから、預貯金現金のところを引っ張ってきてるというところではいきますと、この部分についてはいわゆる流動資産、要は預貯金と現金化できるものの財産というところで整合がされてるような規定になっておるので、さらに今回の等のところ、預貯金有価証券等の合計額というところの等のところは、その前の預貯金、現金預貯金有価証券のところ、類推されるものが含まれるというところではなく、条文の解釈上は、事務局としては現金預貯金、有価証券、あとは株券とかですね、そういったものだというような形で解釈できると考えておるところであります。

渡邊会長 そうとしか言えないんですね。プラスの限定列举なのか何なのかとかというのはあると思いますけど。

多分この条例もこういうふうな表現になっていると思うんですけど、改めて考えてみてちょっと気持ち悪いですねっていう。プラスの金融資産のことだってことなんですよっていうことが条文解釈上素直であるし、趣旨をかんがみてもそのような解釈以外にはないだろうということだと思います。あんまり踏み込んで答申を書く必要はないと思うんですけど、ちょっと気になりますよね。

清水委員 今の議論に特別関係はないと思うんですけど、弁明書のところ、預金通帳のコピーがありますよね。

これを見てますとね、02年の2月17日ですか、■■万■■■円。キャッシュディスプレイでおろしてるんだらうと思うんですが、これ何に使ったんでしょうね。

河上係長 そうですね。その下の方の4月の17だと、手書きで記載はされてますけども。

審査請求書にも記載がありますけども平成30年にはもう成年後見人になっているはずですので、もう本来なら確かになんかしらが書いてないと。

渡邊会長 タイミング的にはまさに報酬かなって感じもしますよね。

清水委員 全部見れば、ここでも7月5日とか7月25日■■万円とか■■万円とか、いろいろしてるんですが、これも何だかわからない。

河上係長 そうですね。ここは書き込みがされてないですね。

清水委員 だからどうだというつもりはないですが。

河上係長 これが後見事務として適切かどうか、お時間いただければわかる範囲で調べられる

んですが、ちょっと申し訳ないですがパツとは出てきません。申し訳ございません。

清水委員 私、以前補佐人をやったことがあるんですよ。そのときにこういうものを作ってたもんですから、空欄ってのはなかなか。

渡邊会長 多分ここにはないですけど、事務状況の報告書を別に作ってると思いますよね。その中でっていう気がしますよね。何ていうか、そういったところを気になる気にならないっていうところも含めて。

清水委員 こういうものだけだと預貯金の額を、残ってる残額をね。特定の日を減らす。

渡邊会長 簡単にできますよね。だから簡単にできたみたいで、翌年は50万円以下のところで、申請があったって話がありましたよね。ちょっとそれ審査対象外なのであれなんですけど。

まさにそういったところの財産管理の適切性だとかっていうのは家庭裁判所がやってくれてるわけで、市役所の助成金についての判断については、形式的にやっていくことの方がむしろ公平だと思うんですよ。内容に踏み込まずに。

だから問題なしということでもいいんだということだと思うので、そういったような形で、理屈をまとめてもらえるといいと思います。

清水委員 何か自分に直接よこせと言ってるようにちょっと見えるもんですからね。それは筋が違うじゃないかと。

渡邊会長 気持ちはわかるんですけどちょっと手前みそな感じがしちゃいますよね。結局、後見事務っていうのはその方の財産管理における経費の部分だと思うので、返済よりも経費を先にしてくださいっていうことだと思いますね。

というようなところで処分の適否についての議論がある程度なされたというところで、よろしいですかね。事務局の方でも何か気になっている点とかありますか。いいですかね。

河上係長 私の方が先ほどちょっとお配りした資料について、実はこの今回のこの事例に当たりまして、実はちょっと清水委員の方からこれに関する法令、上位規範の方はないかというような形の問い合わせがございました。各委員の方に審査会が始まる前に聞かせていただいたところだったんですけども。

それを踏まえまして、先ほどの成年後見人の報酬についての整理というところで、詳しい内容については先ほどのクリアファイルの中に社会福祉士会の方が作った成年後見人マニュアルのQ68というものが入ってはいるんですが、今現段階なんですけど、簡単にこの成年後見支援事業というものの源泉をちょっとたどってみました。

もともとは平成13年に介護保険の関係で、厚生労働省からこの成年後見をするにあたっての利用の支援という形で、報酬の助成について各市町村に通知をしたことから始まりまして、平成18年ぐらいから障害福祉も加わってきております。

そうしますとこの成年後見制度利用支援事業というものがございまして、この規則の方もそれを受けてるのか受けてないのかっていうところがちょっと判然としなかったところでは

あるんですが、現行の規定では平成 25 年 4 月 1 日から、成年後見の報酬についての整理の 2 ページ目にございます障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をつけさせていただいているんですけども、抜粋なんですけど、第 77 条のところでですね、市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとするという規定がございまして、第 4 号で障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業というのが定められております。

何を言わんかとしているかといいますと、先ほどの規則は平成 16 年に作成されておるものなんですけど、後付で、法でこの生活支援事業の中に成年後見制度利用に関する費用について、補助を受けなければ成年後見制度の利用は困難であると認めるものにつき、これ誰がって言いますと 77 条の 1 項を見ますと市町村はってなってますので、こういった規定がございましてというところで、上位法というわけではないんですが、成年後見制度利用支援事業というのが、最初は市町村の方で始めていたものについて後から障害者総合支援法の方でこういった報酬についての助成について規定がされ、それが対象になっていることは書かれてるんですけども、ただ、こちらの地域生活支援事業というものにつきましては、ここに規定があるだけでして、実施主体は市町村、あとの細かいものについては特段規定がありませんのでそこは市町村の方で規定を設けてやっていくっていうところなんです。あと次の次のページにその他の参考法令というのをつけさせていただきます。

そもそもなんですけど、木更津市が補助金だとか助成をやるというものにつきましては、地方自治法に規定がございまして、これが本来、市町村では、地方自治法が全ての業務の源になってくるんですけども、寄付または補助というところが 232 条の 2 にございまして、地方公共団体は、その公益上の必要がある場合においては、寄付または補助をすることができるという規定がございましてこれについても、地方公共団体は公益上の必要がある場合においてはという規定しかございませぬので、そうしますとこの判断をどこがするのかっていきますと、地方公共団体の方でやっていくことになりますので、今回の本論には、直接は関係はないかと思いますが、裁量がどちらにしても市町村の方にあるというところ、あと先ほど会長がおっしゃっていただいたやっぱり公平っていうところですね、その辺りから見ていってというのが答申の方向性なのかなと思いますが、調べた部分として、ご報告をさせていただきます。以上です。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。

審査請求人としては、処分の適法性っていうところと、あと本件については個別案件として扱われたいというようなことをおっしゃってるようなんですけど、この個別案件として扱われたいっていうところは、どういった趣旨であるというふうに事務局の方はとらえてらっし

やいますか。

河上係長 はい。今回の審査請求人からの補正書に書いてある部分になるかと思うんですけど、個別案件として取り扱うことを求めるというのは、こちらの補正書の3の請求の趣旨の(2)に書いてありますが、ここの中では、審判の付与として報酬付与の決定がなされていますよと、それとちょっと先ほど私が調べたきっかけにもなったんですが、成年後見制度利用支援事業に係る積極的な姿勢を国として示していますよっていうところがあった部分と、あとはその上になるんですが、プラスの財産でしか市の方が見ていないので、(1)の中ポツの二つ目ですかね、被後見人は多額の負債があり実質的な意味のプラスの財産が存在しない、この事実は木更津市も把握しているところを踏まえて、規則の通りではなくて、個別に対応してくれという趣旨だと理解をしているところです。

渡邊会長 はい、ありがとうございます。この件について何かご意見のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

清水委員 そういうことについての判断っていうのは答申で書くのはいかがなものかと。

渡邊会長 答申で書くのがいかがなものか。一応補正書に書いてあって、諮問の内容は、諮問の内容の趣旨として、個別案件としての取り扱いを求めています。

清水会長 つまり、個別案件として判断をするならば、この方がいろんなことをおっしゃっているんで、片っ端から取り上げていくという方法を取る可能性もありますよね。

それから何か論点を絞って、結論を出すに足りる問題だけをお答えするという方法もあるでしょうし、同じ理由を書くにしても、とりあえず諮問に対しての答申は従前の判断で適法であるという結論を出しておいて、補足意見でその説明をしていくというものもあるかと思えます。

渡邊会長 そうですね。どういうふうに応答するのか難しいところですよ。

おっしゃる通りで、そんなに議論としては深入りしない方が適切ではないかというご意見で私もそのように思います。

清水委員 この案件を個別扱いするという事は、他の案件に対して不公平っていうのは一つ、ですから全体の公平という話と、ちょうど税金の話と一緒に、納税者としては色々言い分あるんですが、国税庁がそれは井元先生だからしょうって判断が出たら、周りの人間はやっぱりそれじゃおかしいという話になるでしょうし、そうかといって、それは清水と事情が違うんだと先生がおっしゃるかもしれないし、どっちを取り上げていっても、不公平というか、異論が出るんですよ。

そうすると市役所が市役所の立場で、それに対して説明をするっていうのは、あまり簡単なことじゃないんですね。こうでしょうという説明を後ろに付けておいて、あまり判断に影響はないということにした方がよろしいんじゃないかなというふうに思ったんですがね。

渡邊会長 そうですね。判断は妥当という結論の中で、仮に多額の負債が認められるとしても、

判断として変わるところはありませんぐらいのところでは本当に軽く入れておくということでもいいのかもしれないですね。

清水委員 ある意味ではビジネスでおやりになってるんですね。

渡邊会長 報酬を得てらっしゃっているから専門職後見人の方なんですかね。

清水委員 そういう場合の報酬額ってのは、裁判所が決めるんでしょうけども、ビジネスが成り立つぐらいの額になるのか…。

渡邊会長 ただ、なかなかビジネスが成り立つ額にはならないのがこのジャンルなのかなというふうな気がしますけど。

清水委員 会長がおっしゃるように、基本的には、ということですね、今のようなところで事務局と相談をして論点があれば、ちょっと書き添えるというぐらいのところではいかがでしょうか。

渡邊会長 はい。そのような方向性でよろしいですかね。内容としてはそのような議論が抽出されましたというところで、答申案をまとめていただいてというところかと思います。

あと、審査会として、これ以上主張書面の追加であるとか、陳述を求めるとか、調査をお願いすることもできますけれども、今のような内容ですから、特にそういったことも求めずに、終結していくような方向性でよろしいでしょうかね。

事務局の方で答申案をまとめていく上で、この辺りの議論をもう少しして欲しいであるとか、詰めて欲しい部分であるとかあれば、仰っていただければと思いますし、なければこのあたりで締めさせていただきますで大丈夫ですか。

河上係長 はい。少しだけ確認で、今回のケースについては、いわゆる棄却が相当だっている形で、違法な点、不当な点はないというところで、あとキーワードとして先ほどありました公平というところで法の一般原則のところ。

そして規則の方について、当てはめた部分についても、特段誤りはないという形ですと違法性もないですし、今回、財産目録をもとにプラスの財産のところ、報酬算定の基礎にしてるっていうところについても妥当な判断というところでまとめていけばよろしいですか。

渡邊会長 はい。財産目録を見て判断することこそが、公平というところなのかなという気がしますよね。

河上係長 そのような形で答申案を次回お作りしていきたいなと思っております。

渡邊会長 はい。ありがとうございます。審議の方は以上で締めさせていただきます、今日先生方はよろしいですかね。

今後の日程等について、事務局の方で今日調整していく感じですかね。

河上係長 もし可能でしたら調整させていただけると助かるんですけども。

部屋の都合等ございまして、来月 11 日、20 日、26 日というところが、候補日としていますが、事務局としては 26 日が有難いです。基本的に午後の予定で考えております。先生方で、

駄目な日はありますか。

渡邊会長 26でも大丈夫です。

井元委員 20日以外で。

河上係長 清水先生は26でも大丈夫でしょうか。

清水委員 はい。

河上係長 では、ちょうど1ヶ月後になるんですけども。その間に答申案を整理させていただきまして、できるだけ事前に先生方の方にお届けさせていただきまして、次の審査会は7月26日水曜日、時間も同じく午後3時でよろしいでしょうか。

委員 はい。

河上係長 では7月26日水曜日の15時からですね、場所もここと同じ場所になりますので、よろしく願いいたします。

渡邊会長 次回の期日も決まりましたというところで、本件の内容でもそれ以外でも何か委員の皆様からございますでしょうか。特に大丈夫ですかね。

委員 はい。

渡邊会長 事務局からそれ以外にございますか。

河上係長 特にございません。

渡邊会長 以上をもちまして、令和5年度第1回の木更津市行政不服審査会を終了といたします。皆様お疲れ様でした。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年7月20日

木更津市行政不服審査会会長 渡邊 秀孝